

公金詐取事件の概要等

1 事件の概要

元会計課主査成田憲俊（昭和61年12月7日生）は、令和2年5月から令和5年1月までの間、総額59,147,343円を会計管理者口座から余分に引き出し、自身の個人口座に不正送金し、市に損害を与えた。

2 元会計課主査の裁判結果

裁判結果：懲役5年（令和5年11月9日確定）

罪名：公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺、窃盗

3 職員の賠償責任

地方自治法第243条の2の2において「職員の賠償責任」が規定されており、賠償の対象となる行為により損害を与えた職員は、生じた損害を賠償しなければならないこととなっている。

※ 元職員は、地方自治法に規定する賠償命令の対象とならないため、民法に基づき、被害額全額と遅延損害金の支払を求めている。

○地方自治法（抜粋）

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。